

第 17 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (木村委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 23 号議案「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

青少年問題協議会は年に何回開催していますか。

青少年愛護センター所長) 今年は 3 回開催予定です。

教 育 長) 新しく委嘱される委員は、今年度はあと何回出席することになりますか。

青少年愛護センター所長) 平成 29 年 8 月 31 日までが任期ですので、おおよそ 3 回ぐらいです。しかし、再任は妨げないのでもし再任した場合、その後どうなるかはわかりません。

教 育 長) 1 月 19 日から 8 月 31 日の間に協議会が 3 回行われるのですか。

青少年愛護センター所長) 1 月 19 日が今年度第 3 回目の協議会です。来年度は 6 月以降に 1 回ないし 2 回はする予定ですので、3 回程度になると思います。

教 育 長) わかりました。

木 村 委 員) 芦屋市の民生児童委員は何名いるのですか。水野さんは民生児童委員の代表というわけではないのですね。

青少年愛護センター所長) 代表は違う方と聞いています。

木村委員) 民生児童委員の中で選考されたのですか。

青少年愛護センター所長) 民生委員の中で選任されていると聞いています。

木村委員) 民生児童委員の会合などを開いているのですか。

青少年愛護センター所長) 前任の方が11月30日に退任されて、12月1日から12月20日までにそのように決めていただいています。12月20日に青少年問題協議会委員の承諾書をいただき、これをもって委員として承認しております。

任期が1月19日からとなっていますが、この日が第3回目の会議になっており、委員として委嘱しております。

木村委員) わかりました。

社会教育部長) 今回の民生児童委員の改選は3年間の任期がありまして、今回全て入れかえということになっています。継続してされる方もいらっしゃいます。

民生児童委員には年齢の制限があり、前任の委員は再任されませんでした。そして、12月1日から新たな民生児童委員に代わり、12月20日付でこのたびは会長を含めて改選をされ、会長も新たな方になっておられます。

民生児童委員については、各種の会の委員として入っただけですので、その関係で12月20日の時点において、それぞれの新たな委員を推薦をされたと聞いております。

小石委員) 定年ということであればあらかじめわかっています。しかし前任の方とのブランクで何かが起こることはないかもしれませんが、もっと早く決めることはできないのですか。

社会教育部長) まず、11月末で民生児童委員の任期が終わりますので、

12月1日に向けて新たな委員、そして継続される委員に当たり委嘱されます。今回は会長を含め、いろいろな役職の改選をされています。それが12月20日付で委嘱もされたと聞いておりますので、そのタイミングで事務局からお願いをしていた青少年問題協議会の委員はこの方ということでお聞きをしている状況です。

ですので、12月1日時点では民生児童委員自体がまだ決まっていないということです。

教 育 長) 小石委員の質問は、前任の方を委嘱したときに、あらかじめ3年の任期ということならば、誕生日がわかっているのに、なぜ任期が中途になるようなことが起こったのかということだと思います。

社会教育部長) 前任の方は、それまでも恐らく委員をしていただいて、その経験で入っていただいております。こちらについても、民生児童委員に推薦をお願いした形で委員になっていただいているので、特にうちからは制限を設けていないということです。

木 村 委 員) 民生児童委員から推薦されたということはよくわかるのですが、誕生日のことがわかっていたならば、10月ぐらいから準備をしてもらい、後任を選んでもらうなどして、任期に途切れがないようにしたほうがよかったのではないかと思います。誕生日まで詳細に把握はしていなかったのかもしれませんが、気をつけていれば、もう少し早くにできたのではないかと思います。

浅 井 委 員) 青少年問題協議会の議題として、平成27年度は子ども・若者計画などについて主に議題として話し合いをされてきたと

思うのですが、平成28年度の議題を教えてください。

青少年愛護センター所長) 子ども・若者計画をもとにして提言をつくり、それをもとに今年も動いています。いろいろな部署からさまざまなヒアリングをし、それをもとにして次はどのようなアクションを起こそうかというところです。5年計画でこの青少年問題協議会があるので、それまでに何とかその形をつくっていかないといけないと思っています。

浅井委員) 子ども・若者計画の提言をもとに実際にどう行動を起こすかということです。

青少年愛護センター所長) そうですね。

浅井委員) では去年も今年もそうなるということですか。

青少年愛護センター所長) はい。去年までに提言をつくり、今年はその提言をもとにして行動していきます。その提言は5つあり、特に子どもの居場所づくりということです。具体的には、公園を活性化することや、芦屋市でも問題になった保育所を建てることを反対されていますが、寛容なまちづくりをするためにはどうしたらいいのかなどを話し合い、できるだけ子どもの居場所づくりを考えていこうと思っています。

特に来年度大事になってくるところは、中学校を卒業してからの追跡調査ができていないので、今後は行っていかなくてはいけないと思います。

浅井委員) ぜひお願いします。

松本委員) 民生児童委員は地域ごとにおられますが、この新しい委員の方はどの地域ですか。

青少年愛護センター所長) 三条です。

松 本 委 員) ありがとうございます。

浅 井 委 員) 民生児童委員と民生主任児童委員の違いはどこですか。

青少年愛護センター所長) 主に子どもに関わるのが民生主任児童委員です。

浅 井 委 員) では、民生児童委員の役割は何ですか。

青少年愛護センター所長) 地域のいろいろなことに関わっていくのが民生児童委員で、
その中でも特に子どもたちにかかわっていくのが民生主任児童
委員です。

浅 井 委 員) 特に高齢者の方に特別に関わるというわけではないのです
ね。

青少年愛護センター所長) はい。高齢者の方や子どもたちなど、いろいろな地域の問
題にかかわっているということで、多岐にわたって様々な問題
にかかわらなくてはいけないので非常に大変な仕事だそうです。

浅 井 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第23号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言